

別紙1 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

(1) いじめ防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されないことである」ということを学級全体に醸成する。また、「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気も醸成する。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるのではないかという考えをもち、けんかやふざけ合いの背景にある事情の調査を行う。
- ・ 一人一人を大切にした学級経営に努める。

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面での命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校などの教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後等、児童と積極的に関わり、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童との会話の中で、いつもと違う様子だと感じた場合は、児童に寄り添い悩みを聞いたり、管理職、担任、生徒指導担当教員に報告したりする。

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を計画的に取り組む。
- ・ 教職員間で常に情報交換を行う。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

(3) いじめに対する措置

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴う場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの性格な実態把握を行う。
- ・ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻かつ個別に聞き取りを行う。

② 指導・支援体制を組む

- ・ いじめ事案発生時は、ハートフル委員会(「ケース会議」または「教育相談」のこと)を行う。基本的な構成員(校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他)とする。
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。

③-A 児童への指導・支援を行う

《いじめられた児童に対応する教員》

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ その後の様子をよく把握するようにする。
- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。

《いじめた児童に対応する教員》

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ その後の様子をよく把握するようにする。
- ・ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《組織》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察等の協力

を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。
- ・ 指導記録等を確実に保管し、児童の進級や転学に当たって、適切に引き継ぐ。

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話合う。
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

別紙2 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

	項 目	時 期
いじめ防止のため の主体 の措置 な っ た 活 動	○ 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
	○ 職員相互の授業研究会の実施	通年
	○ 教育相談週間の設定	10月
	○ 教科や道徳、学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定	※教科・道徳・学級活動 (単元計画に基づく)
	○ PTA総会での学校の方針説明	5月
	○ 生徒指導便りを活用したいじめの防止活動の報告	学期1回
	○ 保護者を対象とした研修会の開催	年間1～2回
	○ 人権作品展	
	○ 南っ子集会	
措置 い じ め 早 期 発 見 の	○ 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙3、4参照	通年
	○ 学校独自のアンケート(心カード)の実施	毎月
	○ 授業をはじめとする児童観察	通年
	○ 職員会議での情報の共有	4月、8月、12月
	○ 進級時の情報の確実な引き継ぎ	3月
	○ 過去のいじめ事例の蓄積	通年

※ 計画を作成するに当たっては、教職員の研修や生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

別紙 3

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
給食	給食にいたずらをされる。 給食時間会話少なく表情も暗い。
休み時間等	用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた児童のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

